## 建築士法第4条第4項第3号の規定により、同条第1号及び第2号に掲げる 者と同等以上の知識及び技能を有する者の指定(案)の概要

千葉県県土整備部都市整備局建築指導課

## 1 指定の理由

「建築士法の一部を改正する法律(平成30年法律第93号。以下、「改正法」という。)」の制定により、建築士試験の受験資格の要件となっている実務経験の審査手続きが厳格化されるとともに、実務経験の一部が、受験時の要件から免許登録時の要件に移行され、新たに免許登録資格が設定されます。また、改正後の免許登録資格の要件となる実務経験について、一部緩和されます。

この改正に伴い、改正法第4条第4項第1号及び第2号に掲げる者の免許登録資格について新たに規定されることから、同条第3号に規定する「知事が同条第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者」の免許登録資格を有する者について、定めます。

登録資格の概要(当該指定は赤枠の部分)

	改	改正後 登録資格			改正前 受験資格		
	必要 単位	経験 年数	根拠法	必要 単位	経験 年数	根拠法	
① 学校教育法による大学若しくは高等専門学校、旧大学令による大学又は専門学校令による専門学校において国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業した者	40単位	0年	改正法 第4条 第4項 第1号	4 0 単位	0年	現行法 第15条 第1号	
② 学校教育法による高等学校若しくは中 等教育学校又は旧中等学校令による中 等学校において、国土交通大臣の指定 する建築に関する科目を修めて卒業し た者	20 単位	2年 以上	改正法 第4条 第4項 第2号	20単位	3年 以上	現行法 第15条 第2号	
③ 都道府県知事が上記①②と同等以上の 知識及び技能を有すると認める者	改正法 →	改正法第4条第4項第3号 → 知事が指定する		現行法第15条第3号 → 知事が指定する			
④ 建築実務の経験を7年以上有する者	_	7年 以上	改正法 第4条 第4項 第4号	_	7年 以上	現行法 第15条 第4号	

※経験年数は、建築実務に関する経験年数

## 2 指定の内容

改正法第4条第4項第3号の規定に基づき、同行第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めるものを、次の(1)から(7)に示す。

(1) 次の表の学校に掲げる学校において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を同表の登録資格の修得単位数の欄に掲げる単位以上を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、同表の登録資格の経験年数の欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者とする。

学校	登録資格		
子仪	修得単位数	経験年数	
学校教育法に基づく大学又は高等専門学校	3 0 単位	1年	
	20単位	2年	
防衛省設置法に基づく防衛大学校又は職業能力 開発促進法に基づく職業能力開発総合大学校、 職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期 大学校	40単位	0年	
	30単位	1年	
	20単位	2年	
学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校	15単位	3年	

(2) 次の表の学校の欄に掲げる学校を卒業したことを入学資格とする学校教育法に基づく専修学校又は各種学校において、修業年限が同表の修業年限の欄に掲げる年数以上で、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を同表の登録資格の修得単位数の欄に掲げる単位以上を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、同表の登録資格の経験年数の欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者とする。

学校	修業 年限	登録資格		
		修得単位数	経験年数	
学校教育法に基づく高等学校若しくは 中等教育学校又は旧中等学校令に基づ く中等学校	2年	40単位	0年	
	2年	30単位	1年	
	1年	20単位	2年	
学校教育法に基づく中学校又は義務教 育学校	2年	15単位	3年	
	1年	10単位	4年	

(3) 次の表の学校の欄に掲げる学校を卒業した後、さらに職業能力開発促進法に基づく職業能力開発校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校又は認定職業 訓練において、修業年限が、同表の修業年限の欄に掲げる年数以上で、国土交通大臣 の指定する建築に関する科目を同表の登録資格の修得単位数の欄に掲げる単位以上 を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、同表の登録資格の経験年数の欄に掲げ る年数以上の建築実務の経験を有する者とする。

学校	修業 年限	登録資格		
		修得単位数	経験年数	
学校教育法に基づく高等学校若しくは 中等教育学校又は旧中等学校令に基づ く中等学校	3年	30単位	1年	
	1年	20単位	2年	
学校教育法に基づく中学校又は義務教 育学校	3年	20単位	2年	
	2年	15単位	3年	
	1年	10単位	4年	

- (4)建築士法第2条第5項に規定する建築設備士建築実務の経験年数0年
- (5) 建築士法等の一部を改正する法律(平成18年法律第104号)施行の日(以下「施行日」という。)前に、昭和45年千葉県告示第253号(以下「旧告示」という。)第1号から第6号まで及び第10号から第13号までに掲げる課程を修めて卒業し、又は訓練科目を修了し、建築実務の経験がこれらの課程又は訓練科目の種類に応じてそれぞれ旧告示第1号から第6号まで及び第10号から第13号までに定める年数に満たない者で、施行日以後に施行日前の建築実務の経験年数と施行日以後の建築実務の経験年数を合わせてこれらの課程又は訓練科目の種類に応じてそれぞれ旧告示第1号から第6号まで及び第10号から第13号までに定める年数以上有することとなる者
- (6) 施行日前から引き続き旧告示第1号から第5号まで、第7号、第8号及び第10号から第13号までに掲げる課程又は訓練科目に在学する者で、施行日以後にこれらの課程を修めて卒業し、又は訓練科目を修了した後、これらの課程又は訓練科目の種類に応じてそれぞれ旧告示第1号から第5号まで、第7号及び第10号から第13号までに定める年数以上の建築実務の経験を有することとなる者
- (7) 上記(1) から(6) に掲げる者のほか、知事が改正法第4条第4項第1号及び

第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者

## 3 施行期日

令和2年3月1日